

令和3年度 第2回 伊勢市男女共同参画審議会 会議概要

日 時 令和3年10月11日（月） 10:00～12:00

場 所 伊勢市役所本館地下 作業・打合室3・4・5
※オンラインと対面式の組み合わせにより開催

出席者（敬称略）

対面式 : 山本 智子 山川 一子 牛江 康子 下野 功純
竹内 千恵子 佐々木 公子 杉本 公紀

オンラインでの参加

: 秋山 則子 山本 はるみ 中村 弥生 早川 千奈美
東 剛寛 中村 尚美 赤坂 知之 長田 伊央

欠席者 : 白神 慶助

事務局 環境生活部参事 水谷 誠
市民交流課副参事兼男女共同参画係長 丸山美幸
市民交流課男女共同参画係 主事 大野 明子

傍聴人 なし

内容

1. あいさつ・委員自己紹介
2. 令和2年度伊勢市男女共同参画基本計画 実施状況報告書（案）について
3. 第4次男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）策定に向けてのアンケート実施について
4. その他
 - ・審議会に関する通知等の送付方法について

【発言内容】

1. あいさつ（会長）・自己紹介

- ・前回の審議会では自己紹介の時間が取れなかったため、改めて各委員の所属・専門について簡単な自己紹介を行った。

2. 令和2年度伊勢市男女共同参画基本計画 実施状況報告書（案）について

説明

●事務局

- ・前回の審議会でもいただいた意見を、資料1「第1回伊勢市男女共同参画審議会 ご意見とそれに対する市の考え」にまとめた。意見を受けて、7ページと、23ページから26ページの「5 指標」について修正した。
- ・資料1には、審議会後に書面でいただいたご意見とそれに対する市の考えについてもまとめている。説明については、時間の都合上割愛する。
- ・「令和2年度伊勢市男女共同参画基本計画 実施状況報告書（案）」の27ページ、「6 審議会による評価及び意見」について、前回の審議会でもいただいた意見をまとめた。今回は、IからVIまでの基本目標ごとの評価について、改めて意見を伺いたい。

意見及び質問

会長 : 今回は、前回意見が出なかった項目について各専門分野の委員に意見を伺いたい。まず、「I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進」ということで、教育という点ではいかがか。

委員 : 5ページの「③学校等における男女共同参画教育の推進」について、学校現場では今までよりも男女共同参画について取り扱っている。特に大きな変化はない。

会長 : 学校に関する取り組みでは、特に扱いが低下していることはないということである。それでは、「III 働く場における男女共同参画の促進」についてはいかがか。

委員 : ワーク・ライフ・バランスの推進は、人材の確保という点でも大切なことである。実践という点ではジェンダーについての意識醸成や女性リーダーを増やしていくための取り組みが必要である。

委員 : 女性が働きやすいようにとされているが、介護現場など女性が多い職場で男性が働いていると、力関係が逆転する。男性のセクシュアルハラスメント被害

についても最近よく耳にするので、男女共同について考えた方が良いと思う。

会長 : 案については評価するという事か。

委員 : はい。

委員 : 5 ページに記載されているような学校での積極的な取り組みにより、10 代や 20 代といった若い世代の意識が向上していることを感じる。企業の側からすると、制度の導入や取得率の向上など取り組むべき課題がある中で、ベテラン職員の意識改革に苦勞しているというところもある。多様な働き方を認めていくことが必要であり、若い年代からそのための意識が変わってきているので、このまま行けば事態は進展していくのではないかと思う。

委員 : 女性が仕事を続けていく中で、どうしても家事を負擔することが多く、その中で夫と衝突することもあった。私は夫の親の介護をしたが、そうした中でも、職場において様々な趣味等の講座に参加することができた。月 1～2 回のことではあったが、そうしたことで自分の時間を持つことができ、気持ちが救われたということがあった。

会長 : そうした講座開設などの取り組みを企業側がしていたことが、働く女性の助けになったということによいか。

委員 : はい。

委員 : 伊勢市では男女共同参画推進事業者等表彰制度があり、ハローワークでは、企業側から求人があった場合、伊勢市から表彰を受けていることを求人票に記載するなどしている。また 11 ページの再就職支援に関連して、マザーズコーナーという形で、女性が利用しやすいようなコーナーを設置している。伊勢市を含む関係機関と連携して取り組みを実施しており、引き続き女性の再就職支援を実施していく。

会長 : 次に、13 ページの「IV 家庭・地域における男女共同参画の意識」についてはいかがか。

委員 : 総連合自治会としては、すべての取り組みを包含して支援していく。報告だが、市内 175 自治会のうち 165 自治会が総連合自治会に加入しており、昨年度までは全自治会長中 2～3 人が女性であった。今年は名簿から判断しただけだが 7 人の女性が選出されている。全体から見れば微々たる数かもしれないが、徐々にでも自治会を任せられる女性が増えていることは良い傾向である。まちづくり協議会は各小学校区にあるが、以前から女性の役員を増やすということについて市民交流課から話があり、総連合自治会としても取り組んでいる。

委員 : 男女共同参画に関する教育については、学校はよくやっただけだと思ふ。だがそれが職場に入ると女性の活躍推進に中々結びつかない。それは家庭の、特に祖父母世代の意識の影響が大きいように思ふ。子供の権利教育には人権も含まれているので、もっと推進していただくと良い。また、今の教育は横

並びという印象が強く、いじめに繋がらないよう周囲から突出しないようにということ子ども達は大変気にしている。その辺りのことがリーダーシップをとる女性の中々育たない、大人になって就職したときに自分からリーダーとして手を挙げるのが少ないということに繋がっているのではないかと思う。

委員 : 防災活動について、14 ページに具体的な取り組みが記載してあるが、新型コロナウイルスにより伊勢市消防団も昨年2月から男女含めて一切活動を行っていない。団員が顔を合わせる機会もなく、防災活動は普段から顔を合わせ、実際にやってみるということが重要であり、動画を見ただけで習得するということは難しいと感じている。新型コロナウイルスが終息した折には、防災活動を一日でも早く再開できるように切に願っている。

会長 : 消防団として、コロナ禍での活動は難しいという取り決めになっているのか。

委員 : 団員からは、今だからこそ活動すべきではないかという声が上がっている。どこで止まってしまっているのか分からないが、出初式も訓練もまったく実施していないという状況である。

会長 : 続いて、「V 人権の尊重と心身の健康支援」について、人権と教育の面からの意見を伺いたい。

委員 : 人権擁護委員として、男女平等、人間はみな平等ということを日頃から伝えている。

委員 : 人権教育の中で、男女共同参画は必ず取り上げている。LGBT、性の多様性に関しては、外部講師を招いた学習会を実施しており、学ぶ機会が多くなってきている。「性別に左右されない人権尊重の意識づくり」に関し、以前に比べるとランドセルの色が変わった。以前は、女子が赤、男子が黒というのが定番であった。15、6年前、子供たちに尋ねたときには、子供自身が希望する色に対し、親からいじめられるからやめておくように言われ、別の色にしたという子もいた。今は何色を持ってても何も言われない。そういう部分では進んだと思う。だが、書店の店員から男子には青のリボン、女子には赤のリボンを勧められたことがあるなど、子供たちにはそうしたところで意識が刷り込まれていく。色はジェンダーに関わるが多いため、自分の好きな色を選べばよいと伝えるなど、そうした意識を大切にしたいと考えている。

委員 : 市民への啓発活動については、去年から今年にかけてほぼできていないという状況である。家庭の意識改革が必要であるという意見があったが、どのような啓発活動ができるのかを考えていかなければならない中で、活動が難しいという状況が歯がゆい。その一方で、学校や企業で男女共同参画が進みつつあるということを楽ししく思う。市民に対し分かりやすい啓発をしていかなければならないと改めて感じた。皆さまの意見も頂戴しながら進めていきたい。

委員 : 例えばアンケートの「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する・しない

という項目について、賛成しない人が増えていると思うが、頭では理解していても、生まれた時から刷り込まれてきた「常識」によって、行動に結びつかないということがある。今年はそうしたことをテーマに、3回にわたって広報への記事の掲載を行っている。

委員 : 男女共同参画という問題に対して男女だけで考えることには無理が生じている。先ほど LGBT に関する教育についての意見があったが、世間は SDG s の考え方が一般的になっている。これを基本として、三重県では性の多様性を認めるという方向で進めており、4月1日には「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県条例」が制定された。それに伴い、三重県ではパートナーシップ宣誓制度と利用可能なサービス一覧についてまとめた「にじいろハンドブック」を発行している。しかし伊勢市については、公営住宅の利用ができるとは記載されておらず、利用可能な病院についても他の市町では市立病院が掲載されているにもかかわらず、伊勢市は赤十字病院と慶友病院のみである。なぜ伊勢市は市立伊勢病院が入っていないのか。そのために、伊勢市は他の市町よりも遅れているとの認識を持っている。また、三重県内には性犯罪についての教育を行っている学校が3校しかない。性犯罪は再犯率が高い犯罪であることから、教育が重要である。教材も絵本が出ており、保護者も含めての教育が重要となっている。先ほど、家庭内の意識が変わらなければという意見があったが、私は地域の意見が変わる必要があると思う。学校でされた教育を孫が祖父母に伝えても、高齢者同士の意見に傾いてしまう。地域全体でこの問題について取り組んでいかないと、男女共同参画は実現していかない。地域で人材を育てていかなければならない中で、にじいろハンドブックの利用に伊勢市が入っていないことは問題である。男女共同参画に関する基礎的なデータや知識を市がどれだけ市民に伝えているのか、市は今後どうしていきたいのかを伝えることが不足していると思う。男女共同参画の問題は男女だけでは済まなくなっており、県のダイバーシティ社会推進課もそのような考え方である。フレンデミーは存続していくが、すべての性に対しての人権を認めるという方向で動いている。伊勢市も他の市町に後れを取らないように、活動を進めていかなければならない。

会長 : にじいろハンドブックについては、私の経験上であるが、各学校にも配布されているものであり、市もそれには関係しているものである。市民病院について含まれていないという意見だが、伊勢市は2箇所の病院を記載しており、他の市町において記載されている病院も1箇所ないし2箇所である。これについてこの場においてどういった評価をすればよいかわからないが、委員の感想として聞かせていただいた。IからVの各項目についてはいかがか。

委員 : 基本的な考え方が会長と私とでは違う。病院の問題について、2箇所記載され

ているから良いということではなく、なぜ市民病院が含まれていないのかということである。

会長 : 承知している。ただ、伊勢市について病院がまったく記載されていないれば疑問も生じるだろうが、すでに2箇所記載されているという見方もあるということをお伝えした。今は、IからVまでの各項目について各委員からご意見を伺いたいと考えており、ここまでの意見を踏まえた上で何かあれば、ポイントを教えていただきたい。

委員 : 男女共同参画に関するフェーズが合わなければ、意見は言えない。市民に対して伝えるということが市として足りないのではないかと、私の意見である。

会長 : これに関しては、資料4において「性の多様性と男女共同参画」として、前回の審議会での意見を踏まえて市に文面を作成いただいた。市から追加でご説明いただきたい。

事務局 : 性の多様性に関することは、主として人権政策課が担当しており、職員が県の会議にも出席している。ハンドブックは、病院や市営住宅の利用について、本年9月1日時点で利用可能な部分についてひとまず記載し、発行したものである。記載されていないことにより他の市町よりも遅れているという印象を持たれたということだが、現在も検討中であり、周知についてはこれからのことであるので、ご理解いただきたい。

委員 : それを市民にどうやって伝えているのか。

事務局 : まだ始まったばかりの取り組みであるので、これから人権政策課の方で周知を進めていく。

委員 : にじいろハンドブックを市民が見たいと思ったとき、どこに置いてあるのか。

事務局 : 市民交流課の窓口のほか、人権政策課が主担当であるのでそちらにも設置している。当方にも県から配布されたばかりであり、これから周知を進めていくというものである。

委員 : 随分と遅い。これは4月に作られたものである。

事務局 : 県からハンドブックが届いたのはつい最近のことである。周知はこれからさせていただきます。

委員 : これからと言うが、ハンドブックは疾うの昔にできている。

事務局 : 今の時間は、令和2年度男女共同参画基本計画実施状況報告書の27ページ、審議会からの評価の部分の完成させるため、各委員から意見をいただいているところである。委員からも令和2年度の事業について意見をいただきたいと、先ほど会長からもご説明いただいたところである。

委員 : 市民への啓発について、総連合自治会には各小学校区の代表が出席する常任委

員会があり、そこで男女共同参画の推進について市民交流課による研修会を行うことを予定している。そこから各自治会長に情報を広げてもらう。また、私は自治会長を務めているが、地域住民に男女共同参画を学んでいただくため、公民館においてNPO男女共同参画れいんぼう伊勢による懇談会を開催し、直接地域住民に話をさせていただいた。他の自治会でも取り組みがない訳ではないが、広まっていないことが課題である。LGBTについてもカミングアウトした当事者を講師に招き公民館で人権問題についての話をさせていただいたり、意見交換をしてもらった。草の根活動ではあるが、地道に進めていかなければならないと考えている。

会長 : 補足として、男女共同参画の考え方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料4「男女共同参画社会の実現のために知っておきたい基礎知識(案)」1ページに、「性の多様性と男女共同参画」として先ほどの意見に関することを記載している。三重県はダイバーシティ社会推進課において性の多様性についての取り組みを進めており、男女共同参画はその課中の係のひとつとなっている。資料にも記載してあるが、今年は特にオリンピック関連で話題になったように、女性蔑視や女性差別がまだまだ多く存在しており、解消していかなければならない課題である。多様性も大切であり、取り組みの中にも取り入れていかなければならない問題であるが、同じ方向性の問題として、それぞれに取り組んでいきたいと考えている。

委員 : 19ページのドメスティックバイオレンスの対策について、子育て応援課や市民交流課で支援を進めているのは良いと思うが、子どものときに受けた性暴力や虐待は、大人になってから暴力であると気付くことが多い。子どもの頃に誰にも相談できないまま成長し、大人になってからひきこもりなど社会との接点を持つてなくなってしまうことがある。ひきこもりや不登校に対する支援は行われていると思うが、その向こうには暴力があることが多く、その視点での支援が必要なのではないか。新しく福祉生活相談センターができたということなので、そうした部署で支援をしてもらえればよいと思う。また、虐待があった場合にはトラウマや発達障害など独特の症状が現れるので、支援が難しい場合がある。医療や福祉の現場で取り入れられているトラウマ・インフォームド・アプローチやインフォームド・ケアを、市の取り組みにおいても取り入れて行ってほしい。また先ほどの防災についての意見に関連し、災害時には女性や子どもにしわ寄せがいくもので、コロナ禍において三重県の女性暴力相談窓口や警察などへの女性の相談件数が増加している。地域の中で相談すると、周囲に広まってしまいうために相談できないことから、県の相談機関では昨年度に比べ600件ほど相談が増加しているとのことである。しかし相談員の数にも限りがあることから、市でも近隣市町と連携し、相談体制を構築していくことが必要

であると思う。加えて、先ほど意見にあった懇談会について、性暴力についてもフレンテみえではトーキングがしやすいような場を設けてくれている。市など身近なところでも、LGBTだけでなく性暴力や性犯罪について語り合えるような場があればよいと思う。

会長 : 意見に関係し、前回の審議会において、DV等の被害者支援ネットワークについての説明の中であいまいな部分があった。複雑な案件についてはどの様に対応されているのか、事務局に確認いただいた。結論から言うと、すでに十分なネットワークが構築されており、今回の実施状況報告書に記載する必要はないということを確認した。事務局から説明いただく。

事務局 : 前回の審議会における、DV等の被害者支援についてネットワークが構築されているのかという委員からの質問について確認したところ、関係部署それぞれにおいてマニュアルやフローチャートを作成している。被害者相談窓口についても、資料4に掲載した市や県の窓口のほか、警察や病院に相談する方もいるかと思うが、伊勢総合病院でもマニュアル化されており、被害者に対する聞き取りやカルテへの記載、他部署や医師会との情報共有や連携も行われているほか、市の担当課ともネットワーク化されている。また、家庭内での暴力等の問題への対策について、警察、小中学校、医師会、法務局、人権擁護委員、児童相談所などの機関を含めたネットワーク会議である子ども家庭支援ネットワーク、要保護児童対策地域評議会が児童福祉法に基づき設置されており、定期的開催されている。

委員 : 今の子どもたちに対する支援体制が十分にあることはよく分かった。先ほどの意見は、子どものときに被害に遭った人が大人になり暴力被害に気付いたときに、相談できる場所がないということである。深刻なトラウマになり、複雑性PTSDなどはなかなか理解されにくく、相談しにくい。また、そうした被害者は支援者や医療者に怒りを向けてしまうことがあり、支援者との間に溝が埋まれ、離れていってしまうということがある。そうしたことがないように、トラウマ・インフォームド・アプローチやインフォームド・ケアという視点を意識して取り入れていただくようお願いしたい。

事務局 : そうした視点をすでに取り入れているかどうか確認し、後日委員にお伝えさせていただきます。

会長 : 資料4についてはアンケートと共に配布するものであるが、この内容で承認ということよろしいか。

(異議なし)

会長 : ありがとうございます。続いて27ページの「6 審議会による評価と意見」

について、総合的な評価となるが、このままの文面でいかがか。

委員 : 良いと思う。

委員 : この内容は市民にどのように周知するのか。

事務局 : この報告書をホームページで公表する。

委員 : ホームページは公表ツールとしては脆弱である。見に行かない人には伝わらない。市民全体への周知という点では、どのようにされるのか。

委員 : 今問題としているのは、このページの文面をそのまま掲載してよいかということである。

会長 : 周知の部分についての意見か。

委員 : そうである。

会長 : それは申し訳ないが、今は求めているので、文章についての意見をいただきたい。

委員 : そういうことではなく、このデータを何に活かすのか。

委員 : 今は、この文章がそのまま掲載できるかどうかを審議している。それが終わらないと、議論が先に進まない。

事務局 : 評価については、実施主体である各課に伝えることになるので、次の事業に活かしていく。市民への周知について、ホームページを補完する情報媒体についてはすぐにお答えできない。

会長 : それについて、情報媒体として弱いのか、これでよいのかも含め、担当部署で考えればよい。この文面でよい方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 : それでは、この内容で承認されたということで、ありがとうございました。

会長 : 資料2の報告書案、「6 審議会による評価及び意見」について、総括としての文章については先ほどご承認いただいた。基本目標ごとの評価については、今回各分野ごとの意見をまとめたものを、これまでの慣例通り事務局と私(会長)とで確認しホームページに掲載するということによろしいか。

(異議なし)

会長 : それでは、そのような形で進めさせていただく。ありがとうございました。

3. 第4次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）策定に向けてのアンケート実施について

説明

●事務局

- ・ 資料1「第1回伊勢市男女共同参画審議会 ご意見とそれに対する市の考え」により、内容の修正点について主なものを説明した。
- ・ 資料3「市民アンケート（案）及び事業所アンケート（案）」にアンケートの目的や説明を記載した表紙を追加したことを説明した。
- ・ 資料4については先ほど承認いただいた。今後、色やカットの追加などの微調整を行う予定である。

意見及び質問

委員：資料4の裏面、ハラスメントの部分に誤字がある。

事務局：修正する。

委員：事業所アンケートについて、女性管理職が育児休業から復職した場合、ポジションはどうなるのかという質問は設定しないのか。

会長：何ページか。

委員：事業者アンケートの15ページ、問13の「休業者の復職時の受け入れ体制の整備」についてももう少し詳しく書いた方がよいのではないか。

委員：アンケートで何が知りたいかだと思う。各社で違う制度や課題を市が調査して、その後どうするのか。

委員：このアンケートの目的は、結果を回答した企業が見て、自分たちの考え方がどれだけ地域や時代の考え方に沿っているかを判断する資料にするのではないかと思うがいかがか。

事務局：取り組みは各企業で進めてもらうことであり、市としては商工労政の部門で企業向けセミナーの開催や、制度充実の支援に取り組むにあたり、市の状況がどうかということを確認するというものである。

委員：市に伺いたい。市の女性管理職が産休・育休を取得し、復職した場合、休業前の地位は保全されるのか。

事務局：保全される。降格されることはなく、産休・育休を取得した係長級職員が同じ職場、同じ役職で復職している。

委員：管理職とは、企業においては主任、係長を下級管理職、課長、部長を中間管理職、事業部長以上を上級管理職としている。市の管理職の分類はどのようなになっているのか。

- 事務局：市の課長級以上の管理職で出産・育児をした職員は前例がない。
- 委員：つまり、課長になるにはそれなりの在職年数、年齢にならないといけないということになる。そのあたりを企業で明確化しないと、女性の能力向上や管理職になるという意識ができてこないと思うが、いかがか。
- 事務局：企業により取り組みも考え方も様々である。市としては、働いている女性のスキルアップの手助けとなるよう、昨年度は女性管理職育成セミナーを開催した。またこれまでも企業の事業主や人事担当を対象としたセミナーを開催するなど、企業における女性活躍の推進に対する働きかけを行っている。
- 委員：そうした取り組みを推進していくためにアンケートを実施するのだから、アンケートの結果を各企業にどう提示し、市としてどのようにしていきたいのかということと言えるようにしていかなければいけないと思うが、いかがか。
- 委員：問13で、各企業の課題について把握できる。それに対しては、各企業が取り組めばよいのではないか。
- 会長：15ページの間13の設問が、先ほどの委員の質問に答えるものではないか、というご指摘か。
- 委員：はい。
- 委員：問13について、この内容で十分かという質問をしている。
- 委員：具体的に、どのような文言を付け加えればよいと思われるのか。
- 会長：その他の記入欄もある。
- 委員：何が足りないと思われるのか。
- 委員：例えば、休業中にも職場の状況は変化する。ツールの進歩などに対するマニュアルや教育資料の提供など、復職時に元の仕事に戻れるようなサポートを企業としてどのように行うのかということをお聞きしなければいけないのではないか。
- 委員：委員が懸念されていることは、企業側の休職者サポートについてのことだと思う。これについては、問13の3「休業者の能力低下への教育訓練など、復職のための支援」がそれに該当すると考えている。3が課題であるとして、それに対してどのような取り組みを行っていくのかについては、必要であれば、設問を追加することになるが、そこまで市として質問するのかというところである。
- 委員：私も同じ意見で、復職者支援については3に含まれている。具体的に尋ねるとなると設問を増やすことになるので、このままでよいと思う。
- 事務局：市がアンケートの回答を得た後にどのように取り組むかを考慮して設問を追加するか否かを定めるべきであり、検討はするがおそらくこのままとさせていただく事になるかと思う。
- 会長：しかし、アンケートの内容は今日この場で決めるのではないのか。
- 委員：将来的には掘り下げた質問が必要だと思うが、まだ取り組んでいない企業も多

くある中で、取り組みの必要性という視点から、この設問でよいのではないかと思う。休職者の復帰プログラムなど企業側で制度を整備し産休・育休の取得を奨励しても、生まれてきた子供の事情によってどうしても仕事を続けられないということがある。休職者支援は画一的なものではない。まずは取り組みが必要であるということを理解してもらう必要がある。

委員 : 画一的でないからこそ、設問が必要であると思う。画一的であれば、今の設問でよい。画一的でないからこそ、それぞれの事情に対してどのような支援ができるのかを尋ねる必要がある。

委員 : この時点でそこまで掘り下げる必要はないのではないかと思う。まずはサポート体制があるのかということについて、自分の企業を他の企業と比べてみることも必要だと思う。

委員 : それを比較するためのデータとして、設問の追加が必要なのではないか。

会長 : まとめさせていただく。今回のアンケートの趣旨と皆様の意見から、問 13 はこのままの内容とし、各担当部署で施策を行う段階で、次のアンケートを検討すればよいのではないかということである。様々な意見があるということを理解した上で、多数決を行うがよろしいか。

(委員より賛成の声)

会長 : 今回のアンケート案で問 13 はこのままでよいという方は挙手をお願いする。

(大多数が挙手)

会長 : 過半数を超えているので、問 13 は変更せず、この内容で実施する。

事務局 : この内容で実施させていただき、課題として 2 「休業者の復職時の受け入れ体制の整備」を回答する企業が多ければ、そのサポートとなるような取り組みを検討していきたいと思う。

会長 : 男女共同参画に関する市民アンケートと事業所アンケートについては、この内容でよろしいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

(大多数が挙手)

会長 : 過半数を超えているので、アンケートについての審議はこれで終わりとする。

4. その他

説明

●事務局

- ・ 審議会に関する通知文等の送付方法について、次回からメールアドレスのある委員には PDF 形式の文書を送付し、アドレスのない委員にはこれまで通り文書を郵送することとしたい。対象とする文書は、開催通知、議事録概要（案）、議事録完成通知であり、これ以外にも文書を送付する必要がある場合も同様とさせていただきたい。
- ・ なお、審議会資料については、これまでと同様に、印刷したものを郵送する。

結果

- ・ 異議なし

【閉会】